

50歳以上の帯状疱疹予防接種費用を助成します

帯状疱疹ワクチン接種に係る費用負担を軽減することにより、接種を促進し、帯状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的に、費用の一部を助成します。

帯状疱疹とは…

・子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが、免疫が低下した際に活性化し、皮膚にピリピリした痛みを伴う発疹がでます。50歳からの発症率が高くなり、80歳までに3人に1人がかかると言われています。

助成対象者

・接種時に50歳以上の芳賀町民の方で、令和5年4月1日以降に接種したもの

対象ワクチンと助成額

- ・生ワクチン 4,000円助成/1回（接種費用は8,000円～9,000円程度で1回接種します）
 - ・不活化ワクチン（10,000円助成/1回）×2回
（接種費用は20,000～24,000円程度で、1回目の接種から2カ月あけて2回目を接種します）
- ※いずれか1種の助成となります。

接種方法

- ・芳賀郡市内の医療機関で事前予約の上、接種ください。医療機関窓口で、助成額を差し引いた差額分をお支払いください。
- ・芳賀郡内以外の医療機関で接種する場合には、全額お支払いいただいたのち、下記の申請方法で、助成を受けてください。

助成申請方法（窓口で接種費用全額を支払った方のみ）

- ・接種終了後（不活化ワクチンは2回接種後）に、必要書類を添えて健康福祉課窓口へ申請ください。
- ・予防接種に係る領収書
- ・予診票の写し
- ・本人確認書類（運転免許証や保険証、マイナンバーカード等）
- ・印鑑
- ・振込口座がわかる物

申請期間

- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ※不活化ワクチンを接種する方は、2回目の接種を3月31日までに済ませてください、申請ください。